

# 名古屋市高年大学緑鯉城会 会則

## 第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、名古屋市高年大学鯉城会緑鯉城会（以下「本会」という。）と称し、所在地は、会長宅とする。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、かつ、生涯学習の一環としての学習活動を推進するとともに地域活動に貢献することを目的とする。

## 第2章 会 員

(会の構成)

第3条 本会は、名古屋市高年大学鯉城学園（以下「学園」という。）の卒業生で、卒業時緑区に在住していたか、卒業後他区からの転居による緑区在住者であることを入会の条件とする。

2 本会会員は、本会加入と同時に名古屋市高年大学鯉城会（以下「鯉城会」という。）に加入しなければならない。

(入会・退会)

第4条 本会の入会には、入会申込書と入会金及び年会費を添えて本会宛てに提出しなければならない。退会する場合も、本会宛てに退会の申し出をしなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人と連絡が取れないとき。
- (2) 本人の死亡が確認されたとき。
- (3) 会費が納入されていないことが確認できたとき。

3 退会した場合は、納入した会費の払い戻しを受けることはできない。

(会員の責務)

第5条 会員は、次の条項を履行せねばならない。

- (1) 会費を納入すること。
- (2) 会則に基づく諸会議に出席すること。

(事 業)

第6条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業及び活動を行う。

- (1) 学習会、研修会、同好会・サークル活動及び趣味の作品展
- (2) ボランティア活動
- (3) 広報活動
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

### 第3章 役員・委員

#### (役員の種類別)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 委員会 10名 総務、ボランティア、行事、広報及び期別の5委員会で、各委員会の委員長1名、副委員長1名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 顧問 1名
- (6) 鯨城会幹事 2名 (ただし、都合により1名とすることができる)

#### (役員の仕事)

第8条 各役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を統括し、鯨城会代議員を兼ねる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 総務委員長及び副委員長は、総務委員会を統括するとともに、会計業務の管理を行う。
- (4) ボランティア、行事、広報、期別の委員長及び副委員長は、各委員会の活動を計画・立案し、その推進を図る。
- (5) 会計監査は、会計及び物品の監査を行う。
- (6) 顧問は、本会の運営に関する助言と指導を行う。
- (7) 鯨城会幹事は、鯨城会運営に参画し、緑鯨城会との連携に努める。

#### (役員を選出)

第9条 役員を選出は次により行う。

- (1) 会長、副会長及び各委員会の正副委員長については、役員会において候補者を選出し、運営委員会の承認を得て、総会で決定する。  
ただし、急を要する場合は、運営委員会の承認をもって決定し、総会に報告するものとする。
- (2) 顧問は、必要に応じて会長が委嘱する。
- (3) 鯨城会幹事は、役員が兼務することができる。

#### (委員を選出)

第10条 委員を選出は次により行う。

- (1) 学園新卒者から必要人員を選出し、5委員会に配属する。
- (2) 任期満了等により退任した委員(期別委員除く。)の後任は、役員会で候補者を選出し、運営委員会の承認を得て、総会で決定する。

- (3) 期別委員は、各期の互選により1名を選出し、必要に応じて2名とすることができる。また、同期会員の減少で期別活動が不可能になった期は、他の期と合同で期別活動を継続することができ、期別活動ができなくなった期は、期別委員の選出を要しない。

(役員・委員の任期)

- 第11条 役員、委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 鯨城会幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第4章 委員会

(各委員会とその任務)

第12条 本会に次の委員会を置く。各委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会は、本会の各委員会などの支援、組織全体の運営及び窓口業務を行う。総務委員会会計担当は、予算と決算処理及び口座の管理と予算の執行管理を行う。
- (2) ボランティア委員会は、会の各種ボランティア活動の計画と推進を図る。
- (3) 行事委員会は、年間行事の計画、実施を推進する。
- (4) 広報委員会は、機関誌ふれあいの発行、緑鯨城会のホームページ管理を主体とした広報活動をする。
- (5) 期別委員会は、同期生、各期相互の交流、情報交換及び伝達等を図り、会員の末長い交流の場づくりの計画、実施を推進する。
- (6) 同好会・サークル活動代表者は会長の求めに応じて役員会等に参加し、それぞれの活動の活性化に努める。

(特別委員会)

- 第13条 本会は、必要に応じて運営委員会の承認を得て特別委員会を、設置することができる。  
2 特別委員会の名称、構成及び運営等については、その都度定める。

## 第5章 総会

(構成・開催時期)

第14条 総会は全会員で構成し、原則として毎年4月末までに開催する。

(権限)

- 第15条 総会は、次に関わる事項を審議し、議決する。
- (1) 事業報告及び事業計画に関する事項
  - (2) 予算及び決算に関する事項
  - (3) 役員を選任及び解任に関する事項
  - (4) 会則等の改正に関する事項
  - (5) その他重要事項

(招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会の招集をするときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して事前に通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長又は総会に出席した会員の中から選任する。

(総会の成立)

第18条 総会は、会員の過半数の出席でもって成立する。ただし、委任状等を提出した会員は、出席者とみなす。

(議決)

第19条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第6章 会議

(会議の内容)

第20条 本会の会議は、運営委員会、役員会及び各委員会（総務、ボランティア、行事、広報、期別）とする。

(運営委員会)

第21条 運営委員会は、役員並びに 総務、ボランティア、行事、広報及び期別の各委員をもって構成し、本会業務の総合的運営にあたる。

- 2 運営委員会に提案される案件は、委員会の過半数をもって決議する。

(役員会)

第22条 第7条に定める役員は役員会を構成し、本会の基本計画の立案と運営にあたる。

- 2 会計監査及び顧問は、会長の求めに応じて役員会に参加する。

## 第7章 会計

(経費)

第23条 本会の経費は、会費、入会金及びその他の収入をもって充てる。

(会費・入会金・鯨城会会費)

第24条 会費は、年額1,700円とする。

(新規卒業者、他区からの転居者並びに再入学卒業者の入会金及び会費)

第25条 新卒者、新入会者及び他区からの新規転居者は入会申込書と入会金2,000円、年会費1,700円を添えて緑鯉城会会長宛てに入会申し込みをする。  
但し、他区からの鯉城会員転居者は入会金2,000円を免除し、年会費1,700円のみとする。

2. 再入学者については次のとおりとする。

- (1) 会に入会したまま再入学した者は、期別、年会費ともそのまま継続する。
- (2) 一度、会を退会して再入学した者は、入会金は免除、年会費の支払いのみとし、期別は以前の期を継続する。
- (3) 会長宛て期別変更願いを提出、受理されれば期別を変更することができる。  
ただし、役員経験者はこの対象とはしない。

3 新規入会者の入会受付は受付日を定め「本会」が行う。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

## 第8章 補則

(サポーター)

第27条 本会各委員会の運営に精通している会員に、各委員会の運営を支援するサポーター制を導入する。なお、サポーターメンバーについては、毎年見直しを行い、会長もしくは各委員会は必要に応じて、サポーターに協力要請ができるものとする。

第28条 この会則は、総会において、出席者の過半数の同意をもって改正することができる。

- 2 急を要する場合は、会長の招集する運営委員会の出席委員の過半数の同意をもって改正することができ、総会に報告するものとする。

## 付則

この会則は平成2年5月2日から施行する

(平成3年から平成30年までの付則省略)

この会則は平成31年4月1日から改正施行する

この会則は令和2年4月8日から改正施行する

この会則は令和3年4月14日から改正施行する

この会則は令和4年4月26日から改正施行する

この会則は令和5年4月25日から改正施行する

この会則は令和6年4月23日から改正施行する